

ケーブルテレビ徳島株式会社 契約約款

(勝浦町及び上勝町用)

ケーブルテレビ徳島株式会社(以下「甲」という)と、甲、勝浦町及び上勝町が設置する電気通信設備(以下「本施設」という。)によりサービス提供を受ける者(以下「乙」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は、次の条項によるものとする。

第1条 (甲の業務)

甲は、勝浦町及び上勝町において、乙に次のサービスを提供する。

- テレビサービス
 - 基本番組サービス
 - NHK及び民間放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)、FMラジオ放送の同時再放送サービス。
 - 自主放送サービス。
 - 多チャンネルサービス
 - セットトップボックス(以下「STB」という。)を乙に貸与し、STBで受信が可能になるFMラジオ放送を除く基本番組サービスに、別料金に基づく番組を付加した放送サービス。
 - ペイチャンネルサービス利用料の支払いにより、視聴可能になる放送サービス。
 - 甲以外の放送事業者が行う有料放送の同時再放送サービス
乙が甲以外の放送事業者と有料の視聴契約を締結することにより提供される、有料放送の同時再放送サービス。
- インターネットサービス
ベストエフォート方式のインターネット接続サービス。
- 前各号に付帯関連するサービス

第2条 (契約の単位)

- 加入契約は世帯(住居もしくは同一住所での生計を共にする者または単身者)を単位とする。
- 一括加入、ホテル、旅館、病院、業務用等については別途協議するものとする。

第3条 (契約の成立)

- 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める様式の加入申込書に必要な事項を記載の上申込み、甲がこれを承諾した時に成立するものとする。
- 甲は、前項の規定にかかわらず、技術的に接続が出来ない等により、サービスの提供が困難なときは、加入契約の申込みの承諾を取り消すことがある。
- 甲は、契約の成立後、甲の定める方法により、その契約内容を通知するものとする。

第4条 (初期契約解除制度)

- 乙は、前条の通知受領日から起算して8日を経過するまでの間、甲の指定する方法によりその申込みの撤回または契約の解除(以下「解除等」という。)を行うことができる。
- 前項の解除等は、乙が文書等を発し、その文書等を甲が受領した時にその効力を生じる。ただし、乙は、第5条に定めた工事が既に施工されている場合には、その費用を負担するものとする。

第5条 (設備の設置および費用の負担)

- 甲の業務に必要な設備の設置工事及び保守は、甲または甲の指定する業者が行う。
- 乙は、最寄りの柱上光カブラの出力端子から光電変換装置(以下「ONU」という。)までの引き込み(以下「引込工事」という。)及びONUの出力端子以降すべての施設(以下「乙施設」という。)を乙の費用にて構築するものとする。
- 乙は、料金表に定める一時金の基本工事費を、サービス提供の開始の翌月に支払うものとする。
- 乙は、サービスの提供の開始に至るまでに、乙の都合で解除等を行った場合は、これに関わる費用を負担するものとする。

第6条 (基本サービスの提供開始)

甲の業務のうち、基本番組サービス及びインターネットサービス(以下「基本サービス」という。)の提供開始は、甲または甲の指定する業者にてONUと乙施設を接続(以下「接続工事」という。)して、甲がサービス送信した時とする。

第7条 (付加機能の提供等)

- 乙は、別表1に記載の付加機能を甲の定める方法により申込みを行うことができるものとする。
- 甲は、乙から前項の申込みがあったときは、付加機能を提供する。

第8条 (利用料)

- 乙は、基本サービス及び付加機能の利用料(以下「利用料」という。)を、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとする。
- NHK受信料及び甲を除く放送事業者が行う有料放送の料金については、甲の設定した利用料の中には含まれていない。
- 乙が甲に支払う利用料等の支払は、甲の指定する方法で次の各号による。
 - 銀行振替(阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、ゆうちょ銀行、県下の農協、徳島県信漁連)
 - クレジットカード(VISA、MasterCard、JCB、AMERICANEXPRESS、DinersClub)
- 基本サービスを本施設に起因する事由により月のうちに継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は無料とする。
- 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、甲は、利用料を改定する事がある。
- NHK衛星受信料の団体一括払いを希望する乙については、甲とNHKの委

託契約により、NHK衛星受信料を甲の利用料に合算し支払うことができるものとする。

第9条 (クレジットカード利用規約)

- 乙が指定するクレジットカードにより乙が利用料等を支払う場合、クレジットカード会社の会員規約に基づいて支払うものとする。
- 乙から解約の申し出がない限り、毎月前項と同様の支払いを継続するものとする。
- 乙が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、乙の指定したクレジットカード会社の利用代金や年会費の支払い状況によっては、甲または乙の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にこの支払方法を解除されても異議を唱えないものとする。
- 前項の通り、クレジットカードでの支払いを解除された場合、以後の料金等の支払い方法に関して、甲の指定する支払い方法に変更されても異議を唱えないものとする。その後、再度クレジットカードでの支払いを希望する場合、甲の指定する手続きを行うこととする。
- 乙は、カードの紛失等で会員番号が変更となった場合、ただちに甲へ新しい会員番号を連絡することとする。
- 前項の連絡を怠った場合、会員の事前承認なしに新しい会員番号が乙の指定するクレジットカード会社より甲へ通知されても異議を唱えないものとする。
- 乙は、乙が指定したクレジットカードで支払うべき料金について、甲に対して請求書及び領収書等の発行を希望しないこととする。料金等についてはクレジットカード会社の明細書で確認するものとする。
- 乙は、甲がクレジットカード情報の処理業務の一部を、一定のセキュリティ基準に準拠した外部事業者に委託することに異議を唱えないものとする。また、甲及び委託した外部事業者がクレジットカード情報の問い合わせを行うことがあることを承諾するものとする。

第10条 (連携事業者のサービス料金の回収代行)

甲は、甲の提携事業者のサービス料金等を、提供事業者から委託を受けて、料金回収を行う場合がある。

第11条 (延滞利息)

乙が利用料等の支払を支払期日より3ヶ月を超えて延滞した場合、乙は、年利3.0%の遅延金を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて支払うものとする。

第12条 (債権の譲渡)

甲は、この約款の規定により、乙が支払いを要することになった料金その他債務に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡することがある。

第13条 (サービス提供の中止、損害賠償)

- 乙は、次の場合、サービスが中止または停止(以下「中止等」という。)されることがある事を承諾するものとする。
 - 本施設の保守上または工地上やむを得ない場合。
 - 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めたとき。
- 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰する事のできない事由により、本施設に起因して乙施設に損害を与えた場合の損害賠償には応じないものとする。
- 甲は、サービスに係る設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事にあたって、乙が所有、もしくは占有する土地、建物その他工作物等に損害を与えた場合に、それが甲の故意、または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しない。
- 前3項にかかわらず、サービスの中止等に対する損害賠償は、第8条第4項の範囲とし、中止等により受信できなかったサービスの再提供には応じないものとする。
- 甲は、乙がサービスの利用に関して損害を被った場合、何ら責任を負わない。

第14条 (故障対応)

- 甲または甲の指定する業者は、乙からサービスの受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し、必要な措置を講じる。ただし、受信異常が乙施設に起因する場合は、この限りではない。
- 乙は、受信異常の原因が乙の瑕疵または乙施設による場合、その調査、修復に要する費用を負担するものとする。
- 乙は、乙の故意または過失により本施設に故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

第15条 (乙の義務)

- 乙は、甲または甲の指定する業者が前条の故障対応のために、乙が所有または占有する土地、建物、構築物等への立ち入り及び無償使用することを承認するものとする。
- 乙は、サービスを受ける事について、地主、家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとする。
- 第2条における契約単位に違反し、加入契約のある住所及び敷地以外で甲のサービスを受けることを禁止する。
- 乙は、善良なる管理者の注意を以て、本施設及びSTBの保管・使用をなす義務を負うものとする。

第16条 (一時休止および再開)

- 乙は、甲のサービスの提供の一時休止またはその再開を希望する場合は、一時休止を希望する10日以上前に甲の定めた方法によりその旨を申し出るものとする。この場合、一時休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、第7条の規定にかかわらず無料とする。

2. 乙施設にある STB 及び TA は、乙が一時休止をしたときに甲または甲の指定した業者にて回収するものとする。
3. 乙は、サービスの再開時に料金表に定める一時金の再開費用を負担するものとする。

第17条（解約）

1. 乙は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に甲の定めた方法によりその旨を申し出るものとする。
2. 乙は、解約の場合、第8条の規定による利用料を当該解約の日の属する月分まで支払うものとする。なお、日割り計算はしないこととする。
3. 乙施設にある STB 及び TA は、乙が解約したときに甲または甲の指定した業者にて回収するものとする。
4. 甲は、乙が利用料等の支払を3ヶ月以上遅延した場合、または本約款に違反する行為があったと認める場合は、乙に通告した上でサービスの提供を停止または加入契約を解約することができるものとする。
5. 解約となった場合において、すでに支払われた基本工事費等の返戻は、無いものとする。

第18条（設置場所の変更）

1. 乙は、設置場所の変更先が勝浦町及び上勝町の甲のサービス提供区域内で、かつ最寄りに本施設がある場合、加入契約の設置場所の変更ができるものとし、その変更に必要な費用は、乙が負担するものとする。
2. 乙は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、甲の定めた方法によりその旨を申し出るものとする。

第19条（名義変更）

1. 甲は、次の場合に乙の名義変更を認める。
 - (1) 相続の場合。
 - (2) 新乙が旧乙の加入契約の設置場所でサービスの提供を受ける場合において、円滑に旧乙の権利義務を継承するとき。
2. 前項の名義変更を行う場合、新乙となる者は、甲の承認を得た上、名義変更届を提出することとする。

第20条（加入申込書記載事項の変更）

乙は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、甲の定めた方法により、甲に申し出るものとする。

第21条（個人情報の保護）

乙が加入契約を行った際に知り得た個人情報、及び乙が本サービスを利用する過程において甲が知り得た個人情報に関し、甲は、個人情報保護に関する関連法律を遵守し個人情報の適切な保護に努めるものとし、その具体的取扱方法については、甲が別途定める「個人情報保護方針」に準拠するものとする。また、乙は、甲が乙の個人情報を甲の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理・利用することを承諾するものとする。

第22条（甲の宣伝活動）

1. 乙は、甲より送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとする。
2. 乙は、甲が提供する番組の放送事業者より、宣伝及び販売促進活動がなされることを了承するものとする。

第23条（合意管轄）

乙は、本約款の解釈または履行により、争いが生じた場合の管轄裁判所を、徳島簡易裁判所または徳島地方裁判所とする事に合意するものとする。

第24条（定めなき事項）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。

第25条（約款の修正）

1. 本約款は、総務大臣に届け出た上で修正する事がある。
2. 修正された約款は、甲ホームページに掲載することにより周知した事とする。
3. 本約款を修正した場合には、修正後の約款によりサービスを提供するものとする。

附則

本約款は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

インターネットサービス仕様

品目	標準機能※1	付加機能※2	備考
インターネット接続	上り 下り 100Mbps	上り 下り 1Gbps	ベストエフォート方式
メール	1個	最大4個まで 追加可能	標準と併せて5個まで 保有できる
IP アドレス(変動)	1個	1個単位で 追加可能	
IP アドレス(固定)	なし	1個単位で 追加可能	

※1 標準機能とは、月額基本料金に含まれる機能をいう。

※2 付加機能については、別途申し込みが必要。

別表2

料金表

◆金額は税込

1. 一時金

項目	金額	備考
基本工事費	71,500 円	引込工事および接続工事
再開費用	10,780 円	TA 取り付け等

2. 月額基本料金

項目	金額	備考
基本サービス	2,750 円	基本番組サービスおよびインターネットサービス

3. 付加機能※3

項目	金額 (月額)	備考
1Gbps オプション	3,410 円	
メール追加	262 円/個	
追加 IP アドレス (変動)	1,100 円/個	
追加 IP アドレス (固定)	8,800 円/個	
多チャンネルサービス	別途定める ※4	

※3 付加機能については、別途申し込みが必要。

※4 別途「ケーブルテレビ徳島株式会社多チャンネル特約」に定める事とする。

4. 割引

割引名	適用条件等
でんきといっしょ割	付帯割引約款 (電気契約とのセット割引) に定める